

北海道告示第 10096 号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 31 日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画事業の種類及び名称

留萌都市計画道路事業 3・4・18 号見晴通及び 3・4・6 号北 8 条通

2 施行者の名称

北海道

3 事務所の所在地及び名称

留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2 北海道留萌振興局留萌建設管理部

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし